



## 男女共同参画週間 6月23日(火)～29日(月)



平成 21 年度の標語は

### 「共同参画 新たな社会のパスワード」

。\*.:\*:。\*.:\*:。\*.:\*:。\*.:\*:。\*.:\*:。\*.:\*:。\*

国の男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会基本法の公布、施行日（平成 11 年 6 月 23 日）から毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを行っています。

釧路市も平成 20 年度に新たに策定した「くしろ男女平等参画プラン」で、あらゆる分野への男女平等参画の推進や多様なライフスタイルを可能にする環境整備の必要性を示しています。

。\*.:\*:。\*.:\*:。\*.:\*:。\*.:\*:。\*.:\*:。\*.:\*:。\*

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を目指し、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

### 平成 21 年度釧路市女性道外派遣事業の研修参加者を募集しています

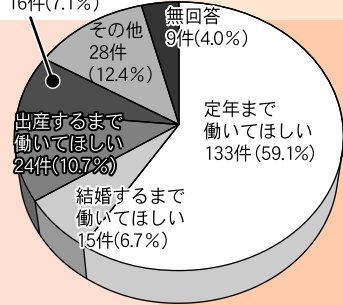
「男女共同参画社会のための研究と実践推進フォーラム」に参加して、全国の女性たちと交流する事業です。ぜひご応募ください♪

- ・ 派遣研修期間：8月27日（木）～8月30日（日） （他の参加者と団体行動となります）
- ・ 研修場所：国立女性教育会館（埼玉県嵐山町）
- ・ 募集人員：2名
- ・ 研修経費：本人負担なし
- ・ 応募資格：釧路市に居住し、男女共同参画社会実現にむけての活動等に関心のある 20 代～60 代の女性
- ・ 応募方法：800 字以内の応募動機（様式自由）を添えて 6 月 22 日（月）までに提出（応募用紙は、市役所、教育委員会（阿寒・音別）、各支所、コア各館に設置）
- ・ 提出先：教育委員会生涯学習課（〒085-0016 釧路市錦町 2-4 釧路フィッシャーマンズワーフ MOO 4 階 Tel31-4579 Fax22-9096）



# 男女平等参画に関する企業の意識調査の結果を報告します

結婚・出産により退職後、育児が一段落してから再び働いてほしい16件(7.1%)



問：女性従業員に、いつまで働き続けてほしいですか。

## ◎女性従業員への期待度

平成19年度に正規従業員の募集・採用を行ったのは、回答事業所の46・2%であり、そのうち平成11年度の男女雇用機会均等法の改正を受けて、「募集採用方法について検討した」と回答した事業所が72・1%となっております。

## ◎従業員の募集・採用状況

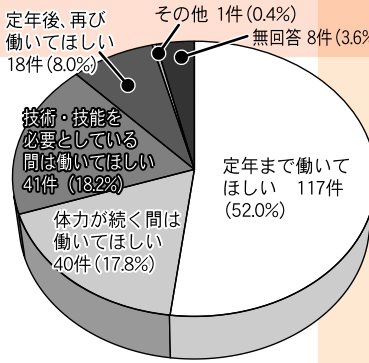
平成14年に同様の調査を実施しており、このたび、前回と比較した報告書を作成しましたので、概要をお知らせします。

この調査は、民間企業で働く女性・男性の姿を把握するとともに、企業の経営者・責任者の方々が、職場における男女平等参画についてどのような意識を持っているかを調査し、職場における男女平等参画のあり方を展望することを目的として平成20年に実施しました。市内に営業拠点のある事業所591社にアンケート形式でお願いし、有効回収数は225件でした。

## ◎育児や介護に関する制度

法に基づく制度を「法に準拠した就業規則に定めてある」、「規則や労働契約・内規などに定めてある」と

「定年まで」が52・0%と8・7ポイント減少しました。働き方に期待することは「基幹社員として」が48・4%、「専門職として」が44・9%となっております。期待している働き方の内容は、男性と女性では前回と同様に違いが見られました。



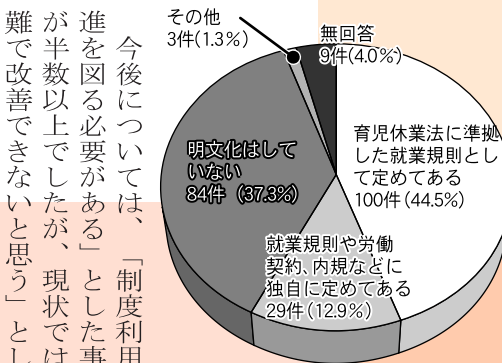
問：男性従業員に、いつまで働き続けてほしいと思いますか。

## ◎男性従業員への期待度

女性従業員に期待する就労年数は「定年まで」が59・1%で前回より8・0ポイント増加し、「結婚まで」は6・7%で、8・6ポイント減少しました。働き方に期待することは「専門職として」が42・7%と高く、続いて「基幹社員として」、「補助的業務」と、前回と同傾向の結果となりました。

「セクシュアル・ハラスメントの防止に向けての取り組みについては、「社として指針を独自に定める」、「パンフレット等資料を配布し、周知する」、「社員教育を行う」、「相談窓口をもうける」、「常に職場での実態の把握に努める」のすべての項目で「実施中」、「今後実施予定」の割合が増えました。

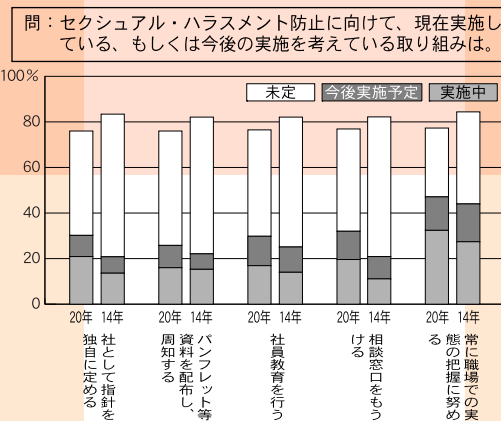
「セクシュアル・ハラスメント」の状況は、平成19年度に制度を利用した人は、育児休業制度は女性15人、男性0人、介護休業制度は女性・男性ともに0人でした。



問：育児休業制度を就業規則などで規定していますか。

今回の調査について不明な点、報告書を希望される方は、市教委生涯学習課（☎0154-314579）までお問い合わせください。

今後はこれらの調査結果を参考に企業の経営者や責任者に対する意識変化の向上を図るとともに、「くらしる男女平等参画プラン」の推進を図っていきます。



「セクシュアル・ハラスメント」に対する認識が深まっていると考えられます。